

特定非営利活動法人しろい地図

感染症発症時等対応マニュアル

1. 目的

この感染症発症時等対応マニュアル(以下対応マニュアルと呼ぶ)は、特定非営利活動法人しろい地図(以下法人とよぶ)が感染症等の影響が生じた場合において、児童や職員の安全を最大限確保するために、法人および事業所が児童の体調不良時における対応について、あらかじめ定めるものとします。

2. 基本方針

- ① 法人は、利用児童や職員の安全を最大限に優先し、感染予防や感染拡大防止等につとめる。
- ② 法人は、感染症のそれぞれの状況に合わせて、必要な対応を検討・実施する。
- ③ 法人は、行政機関や医師などの専門家等と連携し、必要な指示を仰ぐものとする。
- ④ 法人は、感染症の状況に合わせて、必要な情報を積極的に集めるものとする。
- ⑤ 法人は、定期的に理事長と管理者が会議を開催し、必要に応じてこの予防マニュアルを変更するものとする。
- ⑥ 法人は、個人情報に最大限配慮し、必要な情報発信を行うものとする。
ただし、個人を特定しうる情報については、行政機関と相談のもと、発信の有無を決定する。
- ⑦ 職員は、管理者の指示に従い、協力して感染予防や拡大防止等の対応にあたるものとする。

3. 実施体制について

- ① 法人理事長を中心に、各事業所の管理者が方向性を検討し、現場の運用に関しては管理者が行う。
- ② 必要に応じて、事業所ごとに実際の運用を想定したマニュアルを作成し、必要に応じて改善するものとする。内容については理事長と管理者が協議する。
- ③ 決定した内容はホームページやSNSで公開し、職員については管理者が周知をする。
- ④ 職員は周知された内容に応じて行動し、実務上の問題点があれば、管理者へ報告するものとする。
- ⑤ 管理者は④の報告が協議すべき内容であると感じた場合、理事長や他の管理者に協議を呼び掛ける。

4. 実際の手順について

- ① 体調不良と思われる児童がいる場合、まずは状況の整理を行う。
検温、その他体調不良の状況(下痢、嘔吐、いつもと違う様子など)を把握し、管理者と今後の対応を協議する。
 - ・ 検温時に 37 度5分以上、嘔吐があった場合は、早急に今後の対応について協議を開始する。
 - ・ 検温時に 37 度以上、下痢やいつもと様子が異なる場合は、保護者へ連絡をし、状況の変化があった場合は、再度連絡する旨を伝える。
 - ・ 特に目立った体調不良はないがいつもと様子が異なる場合は、他児童との距離を一定以上保ちつつ、静養しながら過ごすようにする。
- ② 必要に応じて管理者もしくは職員から事前に伺っている緊急連絡先へ連絡し、保護者へ状況の説明を行い、その後の対応を協議する。
- ③ 特に 37 度 5 分以上の発熱の場合は、通院を促すようにする。
受診結果に対する今後の利用については、医師の指示に従うものとする。

5. 附則

この対応マニュアルは 2024 年 4 月 1 日から施行する。